

第 35 期 報 告 書

2020年 4月 1日 から

2021年 3月31日 まで

事 業 報 告

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

独立監査人の監査報告書謄本

監査役会監査報告書謄本



多摩都市モノレール株式会社

事業報告

(会社法第435条第2項に基づく)

第 35 期

自 2020 年 4 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日



多摩都市モノレール株式会社

1 企業の現況に関する事項

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

ア 全般

当社は多摩の南北 16 km を結ぶ多摩都市モノレールの運行を担っており、地域に密着した公共交通機関として、安全を最優先に正確・快適な輸送サービスの提供に努め、地域の発展に寄与しています。

当期の業績は、年間乗車人員が延べ 3,244 万人（前期比 38.2%減）、一日平均乗車人員が 88,900 人（前期比 38.0%減）となりました。また、運輸収入は 56 億 25 百万円（前期比 34.0%減）、運輸雑収は 1 億 93 百万円（前期比 25.3%減）となり、営業収益は 58 億 19 百万円（前期比 33.8%減）となりました。乗車人員・運輸収入ともに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出の自粛や密集・密接を避ける生活様式への変化等の影響で、大幅な減少となっています。

一方、営業費については、新型コロナウイルスの影響により大幅な減収が見込まれたことから、安全に配慮しつつ、修繕や業務委託等に係る予算の執行を大幅に見直すなど経費縮減に努めた結果、全体としては 72 億 60 百万円（前期比 10.1%減）となっています。

これらのことから、営業損失は 14 億 41 百万円、経常損失は 14 億 36 百万円、当期純損失は 13 億 73 百万円となりました。

一日平均乗車人員の内訳は、通勤定期はテレワークが進んだことなどにより前期比 12.3%減、通学定期は沿線教育機関のオンライン授業化や休校の影響を受け前期比 74.5%減、定期全体では前期比 40.9%減となりました。また、沿線の商業施設等における営業自粛や営業時間の短縮の影響もあり、定期外は前期比 34.1%減となりました。

付帯事業収入については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛の影響から、自販機事業・広告事業等で苦戦したほか、恒例のビール列車等のイベントを中止したことなどから、合計では前期から 25.3%減となりました。

安全・安心を徹底する取組については、ハード面の取組として、施設の大規模修繕工事を実施しました。具体的には、多摩動物公園駅から柴崎体育館駅までの支柱補修工事、多摩センター駅や立川南駅の駅舎修繕工事、万願寺駅や立飛駅、砂川七番駅のエスカレーター等の更新工事等を行いました。こうしたモノレールの運行を支えるインフラ施設については、引き続き東京都と連携した改修・更新等を計画的に進めてまいります。一方で、ソフト面の取組では、異常時に備えた総合的な訓練として、2020 年度に一部車両で運用を開始した非常用脱出シューターによる旅客救出訓練等を実施しました。非常用脱出シューターの設置により、駅間に停車した列車から、お客様をより安全・迅速に救出することが可能になりました。当社は今後も「安全最優先」を基本理念として、お客様に安心してご利用いただけるよう社員一丸となって努力してま

います。

お客様へのサービス向上の取組としては、2021年3月13日からモバイルIC乗車券（Apple PayのPASMO及びモバイルPASMO）による定期券の発売を開始いたしました。この取組により、当社の定期券をクレジットカードで購入いただくことが可能となり、また、お客様に定期券発売所へお越しいただくなくても携帯端末からの手続きによる購入ができるようになりました。今後もこうした取組を進め、お客様の利便性向上に努めてまいります。

沿線地域と連携した取組については、毎年実施していた基地見学会「多摩モノまつり」を新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、来場者及び関係者の健康と安全面を第一に考慮した結果、中止としました。一方で、五行歌と呼ばれる詩の作品募集や写真コンクールについては例年どおり実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動抑制を踏まえ、応募期間を延長するなどの対応を図り、いずれも前年の応募数を大きく上回りました。五行歌の作品募集では「未来に向かって」をテーマとし、受賞作品を多摩センター駅など7駅に展示しました。写真コンクールの受賞作品については、高幡不動駅、玉川上水駅構内に展示するとともに、最優秀賞・優秀賞作品を「2021年多摩モノレールカレンダー」の写真として採用し、昨年度を上回る販売部数となりました。また、多摩モノレールの沿線情報誌「Tamamono」ではテイクアウト等のご自宅で楽しんでいただける情報を中心に編集するとともに、ホームページではお子様向けコンテンツとしてモノレール車両の「ぬりえクラフト」を公開し好評を得ました。このようにイベントは中止となりましたが、ステイホームを意識した内容を中心に取組を展開しました。今後も、コロナ収束後を見据えつつ、感染症拡大防止に配慮しながら、沿線地域の魅力と活力の向上に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症については、2020年2月から社内において新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、情報の共有・一元化を図り、迅速かつ的確に対処してきました。対策会議では4つの基本方針（①社員やお客様等の健康被害を最小限にとどめること、②公共交通機関として最大限の運行を確保すること、③風評被害の防止など業務遂行に関する信頼性を確保すること、④感染防止対策と業務運営の両立を可能とする新たな執務体制の構築を目指す）を策定し、全社員一丸となって感染防止対策に取り組んでいます。特に、お客様の安全を確保するため感染防止対策を踏まえた輸送サービスの提供について社として重点的に取り組み、全社員の執務中のマスク着用や手指消毒の徹底、窓開けによる車内換気や駅窓口における飛沫防止シートの設置、お客様にマスク着用を呼びかける案内放送等を実施してきました。また、お客様の密集を避けるため、大学入学試験等混雑する日程に合わせて例年よりも臨時列車を増便しました。さらに、沿線教育機関の行事の際は、主催者と調整を行い、分散退場等による混雑緩和策も実施しました。こうした基本方針①～③に係る取組のほか、④の「新たな執務体制の構築」についてを追加し、感染防止対策に留まらず、働き方改革の観点から業務におけるネットワーク環境の整備や時差通勤のための勤務時間の細

分化などに取り組んでいます。今後とも、感染症予防の徹底を図り、関係機関と連携しながら公共交通事業者としての責務である安全輸送を果たしてまいります。

イ 運輸成績

		第 34 期 (2019 年 度)		第 35 期 (2020 年 度)	
		年 間	日 平 均	年 間	日 平 均
営業日数(日)		366	—	365	—
営業キロ		16.0	—	16.0	—
旅客 人員	定期 (人)	30,334,560	82,881	17,872,140	48,965
	定期外 (人)	22,163,634	60,557	14,576,322	39,935
	合計 (人)	52,498,194	143,438	32,448,462	88,900
運輸 収入	定期 (千円)	3,650,316	9,974	2,405,123	6,589
	定期外 (千円)	4,879,979	13,333	3,220,873	8,824
	合計 (千円)	8,530,295	23,309	5,625,997	15,414
運輸雑収 (千円)		259,205	708	193,571	530
収入合計 (千円)		8,789,501	24,015	5,819,569	15,944

② 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は7億01百万円であります。

その主なものは、運行管理通信用UPS装置更新1億46百万円、ATO地上装置更新(符号処理部)1億10百万円、車体修繕工事1億10百万円、駅舎鳥害対策工事52百万円、電気室空調機設置48百万円、車内放送装置39百万円などであります。主な固定資産の除却は運行管理通信用UPS装置、ATO地上装置(符号処理部)、車内放送装置などであります。

③ 資金調達の状況

当期においては流動性資金確保のため、2021年3月に10億円の短期借入を実施いたしました。

④ 対処すべき課題

当社はこれまで多摩地域に密着した公共交通機関として着実に成長してまいりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症による影響は多大であり、未だ収束時期が不透明であることから、経営環境の先行きが見通せない状況にあります。一方で、開業から20年以上が経過し、経年化に伴う施設・設備の大規模更新や、少子高齢化の進行など社会環境の変化に着実に対応する必要があります。こうした未曾有の危機を乗り越えるため、輸送の安全を最優先としつつ、経費の縮減に努めるほか、増収に向けた取組を進めることや事業計画の見直し等により、経営の安定化に全力で努めてまいります。

当社沿線は大規模な開発による発展を続けており、2020年には立川北駅北側の立川基地跡地関連地区（A2・A3）にホテルや大型ホール、商業施設などを備えた大規模複合地区

「GREEN SPRINGS」がオープンしました。さらに、立飛駅と直結した商業施設「ららぽーと立川立飛」には映画館やスポーツ施設が開業しており、長期的な視点では、新型コロナウイルス感染症の収束後において乗客数の増加に対応し、着実に収益を上げるよう、将来をしっかりと見据えていくことも重要です。

また、国の交通政策審議会答申において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」と位置付けられた当社線の延伸については、東京都の予算において箱根ヶ崎方面の現況調査と基本設計等に対して予算計上されたことから、東京都との連携をさらに強化し、適切に対応してまいります。

さらに、多摩都市モノレールの安全運行を支え、自立的な会社経営を将来にわたり継続していくため、技術力の継承、社員の自主性・自律性の向上といった人材育成や社員確保の取組を計画的に進めてまいります。

当社では、引き続き「多摩都市モノレール中期経営計画2018～2021」に基づき事業を進めるとともに、これまでの取組の検証や、新型コロナウイルスの影響等を踏まえて、2022年度以降の計画について検討してまいります。そして、今後とも全社一丸となり、長期的に安定し、自立的で持続的な経営に向けて、全力で取り組んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分 \ 年度	第32期 (2017年度)	第33期 (2018年度)	第34期 (2019年度)	第35期(当期) (2020年度)
営業収益 (千円)	8,705,241	8,817,248	8,789,501	5,819,569
経常損益 (千円)	1,749,525	1,390,935	645,443	△ 1,436,741
当期純損益 (千円)	1,084,213	852,661	171,757	△ 1,373,741
1株当たり 当期純損益 (円)	1,074.77	845.24	170.26	△ 1,361.79
総資産額 (千円)	74,299,832	73,396,662	69,073,425	64,665,136
純資産額 (千円)	33,106,028	33,958,689	34,130,447	32,756,705
1株当たり 純資産額 (円)	32,817.88	33,663.12	33,833.38	32,471.60

(注) 1 △は損失であります。

2 第21期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

3 1株当たり当期純損益は、期中平均株式数で計算しております。

(3) 主要な事業内容

軌道法に基づく一般運輸業

(4) 主要な営業所

本社 東京都立川市

(5) 従業員の状況(2021年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
235名	6名	38.8歳	7.87年

(6) 主要な借入先

(単位:千円)

借入先	借入金残高 (2021年3月31日現在)
東京都	14,880,000
株式会社日本政策投資銀行	3,954,000
株式会社みずほ銀行	997,224
株式会社三菱UFJ銀行	398,189

(7) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の状況に関する事項(2021年3月31日現在)

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 1,008,780 株
- ② 発行済株式の総数 1,008,780 株
- ③ 株主数 22 名
- ④ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持株数 (株)	出資比率 (%)
東 京 都	805,704	79.87
西 武 鉄 道 株 式 会 社	47,520	4.71
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	31,680	3.14
京 王 電 鉄 株 式 会 社	26,400	2.62
小 田 急 電 鉄 株 式 会 社	15,840	1.57
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	11,616	1.15
東 京 電 力 エ ナ ジ ー パ ー ト ナ ー 株 式 会 社	10,560	1.05
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,392	0.73
八 王 子 市	6,612	0.66
立 川 市	6,612	0.66
日 野 市	6,612	0.66
東 大 和 市	6,612	0.66
多 摩 市	6,612	0.66

(2) 会社役員に関する事項

地 位	常勤または 非常勤の別	氏 名	主 兼 職
代表取締役 社 長	常 勤	醍 醐 勇 司	
常務取締役	常 勤	井 戸 明	
取 締 役	非常勤	潮 田 勉	東京都財務局長
取 締 役	非常勤	上 野 雄 一	東京都技監(都市整備局長兼務)
取 締 役	非常勤	中 島 高 志	東京都建設局長
取 締 役	非常勤	藤 井 高 明	西武鉄道株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	非常勤	寺 田 雄 一 郎	京王電鉄株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	非常勤	五 十 嵐 秀	小田急電鉄株式会社常務取締役執行役員
取 締 役	非常勤	石 森 孝 志	八王子市長
取 締 役	非常勤	清 水 庄 平	立 川 市 長
取 締 役	非常勤	大 坪 冬 彦	日 野 市 長
取 締 役	非常勤	尾 崎 保 夫	東大和市長
取 締 役	非常勤	阿 部 裕 行	多 摩 市 長
監 査 役	常 勤	良 永 一 宏	
監 査 役	非常勤	石 田 大 介	株式会社みずほ銀行公務部長
監 査 役	非常勤	木 村 健 治	東京都都市整備局総務部長

- (注) 1 取締役 藤井高明から阿部裕行までの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役 良永一宏、石田大介の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
- (1) 取締役 飯田則昭氏が辞任し、2020年6月29日付けで藤井高明氏が取締役に就任いたしました。
 - (2) 取締役 仲岡一紀氏が辞任し、2020年6月29日付けで寺田雄一郎氏が取締役に就任いたしました。
 - (3) 監査役 高橋滋之氏が辞任し、2020年6月29日付けで良永一宏氏が監査役に就任いたしました。
 - (4) 監査役 桜井政人氏が辞任し、2020年6月29日付けで木村健治氏が監査役に就任いたしました。
 - (5) 取締役 武市敬氏が辞任し、2020年8月7日付けで潮田勉氏が取締役に就任いたしました。
 - (6) 取締役 佐藤伸朗氏が辞任し、2020年8月7日付けで上野雄一氏が取締役に就任いたしました。
 - (7) 取締役 三浦隆氏が辞任し、2020年8月7日付けで中島高志氏が取締役に就任いたしました。

(3) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(4) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は東京都との間で、業務の受託及び資金の借入に係る取引があります。業務の受託に当たっては、価格等の取引条件が、市場実勢を勘案した通常の見積条件で行われることに留意しております。また、東京都からの借入金については無利息で、最終償還日を2033年3月25日と取り決めております。

当社取締役会は、当該取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認した上で、当該取引についてその適正性、妥当性を判断しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況に関する事項

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、体制の整備を行っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款及びその他の社則の遵守を企業活動の前提とする。取締役社長は、この旨を取締役及び使用人に対し継続的に伝達し、社内に徹底する。

取締役社長は、総務部長をコンプライアンス総括責任者に任命し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

当社は、法令等に照らして疑義のある行為等を通報した使用人を保護するため、内部通報者保護規程を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役社長は、総務部長を文書取扱総括責任者に任命する。

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に基づき、文書又は電磁的媒体等で記録し、適正に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長は、常務取締役をリスク管理総括責任者に任命する。総務・運輸の各部門においては、それぞれ部門毎のリスク管理体制を確立する。

総務部門においては、運輸部門と連携し、全社的なリスクを総括的に管理する。

運輸部門においては、危機管理計画（運用指針）に基づき、自然災害や事故・故障、犯罪行為などの危機を未然に防止し、又は被害を最小限に止め、早期に通常運行へ回復するための体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則に基づき、定期的に事業の概況その他重要な業務に関する報告を受け、取締役の効率的な職務の執行を確保する。

当社は、取締役会規則に基づき幹部会を設置する。幹部会は、幹部会規則に基づき、経営上の重要な執行方針及び経営全般にわたる重要事項を協議する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、総務部社員のうち特定の者に対し、監査業務に必要な事項を指示することができる。取締役及び使用人は指示を受けた社員の業務遂行が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。指示を受けた社員は、それを遂行するに当たり、取締役の指揮命令を受けない。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対し、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項その他当社の経営に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し、報告を求めることができる。

取締役及び使用人は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等において、報告の事実を考慮してはならない。

監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

⑦ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役及び使用人は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。

⑧ その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか幹部会その他の重要な会議に出席することができる。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、具体的な取組を行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、総務部門が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識付けを行い、当社全体を統括、推進しています。

計 算 書 類

(会社法第435条第2項に基づく)

第 35 期

自 2020 年 4 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書



多摩都市モノレール株式会社

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
<u>流動資産</u>	<u>4,796,017</u>	<u>流動負債</u>	<u>6,716,526</u>
現金及び預金	2,972,309	短期借入金	3,690,444
未収運賃	181,496	未払金	1,909,156
貯蔵品	65,087	未払費用	646,477
前払費用	5,243	未払法人税等	4,620
未収金	1,570,197	前受運賃	339,037
その他	1,683	預り金	17,487
		預り保証金	53,000
		その他	56,303
<u>固定資産</u>	<u>59,869,119</u>	<u>固定負債</u>	<u>25,191,904</u>
<u>有形固定資産</u>	<u>59,621,023</u>	長期借入金	24,588,068
土地	30,131,939	退職給付引当金	580,752
建物	11,437,249	その他	23,084
構築物	11,764,681		
車両運搬具	2,317,188		
機械装置	3,551,622	負債合計	31,908,431
工具器具備品	362,124		
建設仮勘定	56,218		
<u>無形固定資産</u>	<u>34,309</u>	【 純 資 産 の 部 】	
電話加入権	3,312	<u>株主資本</u>	<u>32,756,705</u>
ソフトウェア	30,996	資本金	100,000
		資本剰余金	
		その他資本剰余金	25,923,299
<u>投資その他の資産</u>	<u>213,785</u>	利益剰余金	
出資	50	その他利益剰余金	6,733,405
長期前払費用	76,779	繰越利益剰余金	6,733,405
繰延税金資産	136,924		
その他	31	純資産合計	32,756,705
資産合計	64,665,136	負債・純資産合計	64,665,136

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月 31日 〕

(単位:千円)

科 目	金	額
営業収益		
運輸収入	5,625,997	
運輸雑収	193,571	5,819,569
営業費		
運送費	4,662,349	
一般管理費	311,996	
諸税	261,127	
減価償却費	2,025,461	7,260,934
営業損失		1,441,365
営業外収益		
受取利息及び配当金	294	
有価証券利息	1	
受託手数料	134,307	
雑収入	7,096	
賠償金収入	608	142,308
営業外費用		
支払利息	136,865	
雑支出	818	137,684
経常損失		1,436,741
税引前当期純損失		1,436,741
法人税、住民税及び事業税	4,716	
法人税等調整額	△ 67,716	△ 62,999
当期純損失		1,373,741

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 自 2020 年 4 月 1 日
至 2021 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 計	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
2020 年 4 月 1 日 残 高	100,000	25,923,299	8,107,147	34,130,447	34,130,447
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 損 失	-	-	△1,373,741	△1,373,741	△1,373,741
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	△1,373,741	△1,373,741	△1,373,741
2021 年 3 月 31 日 残 高	100,000	25,923,299	6,733,405	32,756,705	32,756,705

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 …… 貯蔵品は個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

構築物に含まれる鉄軌道事業取替資産 …… 取替法によっております。

上記以外の資産 …………… 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 38年～50年、構築物 20年～57年、車両運搬具 24年、機械装置 9年～20年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付の支給に備えるため、自己都合による期末要支給額を計上しております。

(4) 設備資金借入に係る開業時までの支払利息は、建設原価として建物等の固定資産の取得原価に含まれております。

(5) 消費税等の処理方法 …… 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 固定資産の金額 59,732,144千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損損失の計上にあたっては、合理的な仮定に基づく将来の事業計画に基づいた将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価格を下回る場合に減損損失を計上することとしております。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少により経営環境が著しく悪化していることから、減損の識別の兆候について、減損認識の要否を検討しました。

将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、将来の事業計画や経営環境の変化等の仮定に基づいております。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、いまだ収束時期が不透明であります。ワクチンの普及等により2021年度より緩やかに収益が回復することを見込んでおります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	30,131,939 千円	(30,131,939 千円)
建物	11,437,249 千円	(11,437,249 千円)
構築物	11,764,681 千円	(11,764,681 千円)
車両運搬具	2,317,188 千円	(2,317,188 千円)
機械装置	3,551,622 千円	(3,551,622 千円)
工具器具備品	362,124 千円	(362,124 千円)
合計	59,564,805 千円	(59,564,805 千円)

② 担保に係る債務

短期借入金	1,450,444 千円	(1,450,444 千円)
長期借入金	3,448,068 千円	(3,448,068 千円)
合計	4,898,512 千円	(4,898,512 千円)

上記のうち()内書は軌道財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 50,706,823 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,008,780 株	-	-	1,008,780 株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

減価償却費	1,173,718 千円
退職給付引当金	197,940 千円
その他	234,184 千円
繰延税金資産小計	1,605,843 千円
評価性引当額	△ 1,468,918 千円
繰延税金資産合計	136,924 千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

主要株主

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	東京都	被所有(79.9)	4	人員の派遣	資金の借入(注1)	-	長期借入金(注3)	14,880,000
					業務の受託(注2)	133,037	未収金	1,543,074

(注1) 東京都からの借入金は無利息、最終償還日は2033年3月25日です。

(注2) 価格等の取引条件は、市場実勢等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(注3) 東京都からの長期借入金には1年内返済予定長期借入金を含みます。

(注4) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 32,471 円 60 銭

(2) 1株当たり当期純損失 1,361 円 79 銭

9. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については、資金管理委員会を設け、その時の余剰資金と借入金の約定返済など支払いのバランスを考慮の上、国債・地方債など安全性の高い金融資産への投資に限定しております。また、投機的な取引は行わず、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権として把握している運輸雑収の未収金は顧客の信用リスクがありますが、取引先別に未収金の金額並びに期日管理を実施しております。借入金は、流動性資金の確保を目的として調達した短期借入金のほかに、長期借入金のうち一年以内に返済期日の到来するものを短期借入金に、一年超のものを長期借入金としておりますが、これらは設備に関する借入金で実質的には長期借入金であります。一部の借入金は変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	2,972,309	2,972,309	-
② 未収運賃	181,496	181,496	-
③ 未収金	1,570,197	1,570,197	-
④ 短期借入金及び長期借入金	28,278,512	25,382,624	△ 2,895,887
⑤ 未払金	1,909,156	1,909,156	-

(注1) 金融商品の時価の算定並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお外貨建ての現金及び預金はありません。

② 未収運賃、及び③ 未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 短期借入金及び長期借入金

(単位：千円)

借入金の種類		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
短期借入金		1,000,000	1,000,000	-
一年内返済予定 長期借入金	有利子	1,450,444	1,447,976	△ 2,467
	無利子	1,240,000	1,215,984	△ 24,015
長期借入金	有利子	3,448,068	3,489,066	40,998
	無利子	21,140,000	18,229,597	△ 2,910,402
合 計		28,278,512	25,382,624	△ 2,895,887

短期借入金の時価については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金(1年内を含む)の時価については元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。無利子の長期借入金(1年内を含む)には東京都(14,880,000千円)沿線5市(7,500,000千円)が含まれております。

⑤ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

(注2) 短期借入金及び長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

借入先別	1年内返済	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超	合 計
東京都	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	8,680,000	14,880,000
沿線5市	-	500,000	500,000	500,000	500,000	5,500,000	7,500,000
日本政策投資銀行	792,000	792,000	792,000	792,000	786,000	-	3,954,000
民間銀行	1,658,444	286,068	-	-	-	-	1,944,512
合 計	3,690,444	2,818,068	2,532,000	2,532,000	2,526,000	14,180,000	28,278,512

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超3年以内
現金及び預金	2,972,309	-

独立監査人の監査報告書

2021年6月3日

多摩都市モノレール株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川口泰広 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、多摩都市モノレール株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 老朽化が進む施設設備の大規模修繕、安全運行に係る基本的な動作確認等について多角的な対応を進めていくことが必要と考えます。
- 五 過去に発生した情報セキュリティ事故を踏まえ、一層のセキュリティ強化を図っていくことが必要と考えます。
- 六 新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び「働き方改革」の推進に向けたテレワークに関する環境の整備を図ることが必要と考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月7日

多摩都市モノレール株式会社 監 査 役 会

常勤監査役 良 永 一 宏 ㊟

監 査 役 石 田 大 介 ㊟

監 査 役 木 村 健 治 ㊟

(注) 監査役良永一宏、石田大介の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

